

00141

鳥取縣公報

昭和二十三年十月二十九日 金曜日
第千九百五十六号

規則

◇鳥取縣規則第七十四號

学校教育法施行細則(校表)のよう規定する。

昭和二十三年十月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

學校教育法施行細則

第一章 総則

第一節 設置、廢止

第一條 學校教育法施行規則(以下規則といふ)第一條

による認可申請に添える図面は次の通りとする。

- 一、校地及建物配置図(百分の一の縮図)とし方位
- 総坪数割及坪數高低排水並に附近の地形情況等を記入しなければならない。
- 二、建物図(校地、休操場或は實習地の場合はこれを

缺く)

- イ、各階平面図(百分の一の縮図)とし各室の長幅、坪数、名称、窓、出入口、階段、便所、廊下、昇降口を詳記し、増築及び棧縁替の場合は朱線でその区域を明らかにしなければならない。
- ロ、断面図(二十分の一の縮図)
- ハ、床伏図(階下、階上共百分の一の縮図)
- ニ、小屋伏図(百分の一の縮図)

- ホ、輪組図(同)
- ヘ、立図面(同)

ト、其の他主要部詳細図(二十分の一の縮図)

- 第二條 規則第四條の規定により増改築をしようとするときは次の書類に第一條に定める図面を添えて知事に届け出なければならない。
- 一、変更の目的及び理由

00142

二、経費及財源

三、着手及び竣工期日

四、各学年級別の生徒及び児童数

五、設計書

第三條 他の建物を學校の施設として使用しようとするときは第一條の規定に準じて知事に届け出なければならない。

第四條 生徒、児童及び幼兒又はその同居者中に傳染病が発生したときは、市町村長は遅滞なく知事及び関係學校長に之を通知しなければならない。

第五條 學校長は生徒、児童及び幼兒が傳染病にかかり著しくはそのおそれある場合に出席停止を命じたときは、遅滞なく知事及び市町村長に之を報告しなければならない。

第六條 規則第十三條に定める懲戒は學校長が定める懲戒委員会に付して之を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

第二節 衛生、懲戒、その他

第七條 規則第十五條に規定する表簿の外に次の表簿を備えなければならない。

- 一、学校沿革誌
 - 二、卒業証書台帳
 - 三、公文書綴(軍政部關係指令は別綴とすること)
 - 四、統計書類
 - 五、學習指導計画書
 - 六、職員出張命令簿
 - 七、諸願届書綴
 - 八、宿直日誌
 - 九、賞罰録
- 前項第一号及び第二号は無期保存とし、その他の表簿は五年以上これを保存しなければならない。

第二章 小学校

第一節 設備・編制

第八條 小學校の名称は次の通りとし設置者は知事に之を届け出なければならない。

これを変更しようとするときもまた同様である。

- 一、市の設置する小學校何市立何々小學校
- 二、町村の設置する小學校何郡學校組合立何々小學校
- 第九條 規則第十七條の規定により新に分校を設けたときは、その設置者は第一條に規定する図面を添え次の事項を知事に届け出なければならない。

一、位置及び名称

二、学級編制表

三、前年度の編制

分校を廢止しようとするときはその理由及び児童の処置を具し知事に届け出なければならない。

第十條 規則第二十條の規定により学級を編制又は変更しようとするときは、申請書に第一号の様式による学級編制表及び第一條第一項第一号に定める図面を添えて申請しなければならない。

第十一條 規則第二十六條の規定により児童の身体の状況によつて履修することの出来ない教科のあるときは、その保護者はその理由を具して學校長に届け出なければ

申請しなければならない。

第二節 教科

第十二條 規則第二十六條の規定により児童の身体の状況によつて履修することの出来ない教科のあるときは、その理由を具して學校長に届け出なければならない。

00143

ばならない。

第十三條 規則第三十二條第二項但書の規定により學校選択の申立をしようとするときは二月十五日迄にその手續をしなければならない。

第十四條 學校教育法第二十三條の規定により就學義務の免除をうけようとするときは市町村長はその理由を具し、二月二十五日迄に知事の認可を受けなければならぬ。但し期日以後に於て其の事由を生じたときは其の都度速かに之を申請しなければならない。

第十五條 就學を免除又は猶予された児童が就學したときは市町村長はその理由を具し二月二十五日迄に知事の認可を受けなければならない。但し期日以後に於て其の事由を生じたときは其の都度速かに之を申請しなければならない。

但し特別の事由ある場合には知事の認可を受けて宿直、

日直をしないことがある。

第三十五條 小學校職員が出産の爲に休養をしようとするときは医師の診断書或は産婆の証明書を添付してその日数を具し知事に届け出なければならない。

前項の休養期間は出産の前後を通して十六週間とする。

第三十六條 公立小學校職員が缺勤をしようとすることは、その事由及び日数を具し學校長に届け出なければ

ならない。

前項の場合にその缺勤十五日以上にわたるときは知事に届け出なければならない。但し疾病の場合には医師の診断書を添えなければならない。

第三十七條 公立小學校職員が忌引しようとするときに届け出なければならない。

第三十八條 公立小學校職員が縣内に出張しようとするときは、死亡者の氏名、續柄及び死亡年月日を具し學校長に届け出なければならない。

第三十九條 公立小學校職員が縣外に出張をしようとするときは學校長に、縣外に出張をしようとするときは其

の事由を旅行先及び日数を具し知事に願出なければならない。

第三十九條 公立小學校職員が休職、退職、轉任或は出向を命ぜられたときは遲滞なく學校長或はその代理者に事務を引継がなければならない。

前項により引継を完了したときは各当事者連署の上学校長に在つては知事、職員にあつては學校長に報告しなければならない。

第四十條 公立小學校職員が新任、轉任或は出向を命ぜられたときは辞令書受領の日から五日以内に赴任しなければならない。但し五日以内に赴任し難いときはその事由を具し知事の認可を受けなければならない。任地に到着したときは其の旨を知事に届け出なければならない。

第四十一條 公立小學校職員より知事に提出する文書はすべて學校長を経由しなければならない。

第四十二條 公立小學校職員が學校の入学或は資格に得なする受験を出願しようとするときは知事の許可を得なければならない。

第四十三條 公立小學校職員が本籍或は氏名を変更したときはその事由及び年月日を具し知事に届け出なければならない。

第四十四條 公立小學校職員が本籍或は氏名を変更したときはその事由及び年月日を具し知事に届け出なければならない。

第四十五條 公立小學校職員が宿直及び日直をした場合に規定する第三号表の額とする。

第四十六條 公立小學校職員が助教諭の旅費其の他の諸給与並にその支給方法については総て地方教育の例による。

第四十七條 第八條から第四十六條までの規定は中學校にこれを適用する。

第四十八條 規則第五十九條の規定による大學試験は縣が行う。大學の許可是學校長がこれを行う。學校長は

なければならない。但し本縣に於て小學校教員検定を受けるときはこの限りではない。

第四十九條 公立小學校職員が本籍或は氏名を変更したときはその事由及び年月日を具し知事に届け出なければならない。

第五十條 規則第六十一條の規定により轉學又は轉籍を許可した場合は學校長は學生及び氏名を知事に届け出なければならない。

第五十一條 規則第六十二條の規定により休學及び退學を許可した場合は學校長は學生及び氏名を知事に届け出なければならない。

第五十二條 高等學校の學期は次の通りとする。

第一學期 四月一日から九月三十日迄

第二學期 十月一日から三月三十一日迄

第四章 高等學校

第四十九條 第八條から第四十六條までの規定は中學校にこれを適用する。

第五章 特殊教育

(第二号様式)

第五十四條 第八條から第四十六條までの規定は實學校
聲學校及び養護學校に之を準用する。

第六章 幼稚園

第五十五條 第八條から第十條まで及び第二十一條から
第四十六條までの規定は幼稚園に之を準用する。

附 則

第五十六條 この規則は昭和二十三年四月一日から之を
適用する。

第五十七條 この規則は昭和二十三年十月二十九日から
適用する。

第五十八條 この規則は昭和二十三年十月二十九日から
適用する。

(第一号様式)

○○小學校學級編表

學級	學年	男	女	合計	教室坪數
第一學級	第一何學年				
第二學級	第二何學年				
第三學級	第三何學年				
合計					

印

年 月 日

小學校長氏名 印

印

年 月 日

印

年 月 日

印

年 月 日

印

年 月 日

印

◆鳥取縣規則第七十五號

保母試驗手數料徵收規程を次のようすに定める

昭和二十三年十月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

保母試驗手數料徵收規程

第一條 地方公共團體手數料規則にもとづき保母試驗手

設事務所設置規程を次のようすに定めた

昭和二十三年十月二十九日
鳥取縣弓濱西岸埋立建設事務所設置規程
第一條 弓濱西岸埋立事業を掌理せしむるため鳥取縣弓
濱西岸埋立建設事業所を置く

設事務所設置規程

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

弓濱西岸埋立建設事業所設置規程

鳥取縣弓濱西岸埋立建設事業所設置規程

鳥取縣弓濱西岸埋立建設事業所設置規程

鳥取縣弓濱西岸埋立建設事業所設置規程

鳥取縣弓濱西岸埋立建設事業所設置規程

鳥取縣弓濱西岸埋立建設事業所設置規程

附 則

第一條

この規程によつて納付した手數料はこれを還付

しない

第二條

この規程は昭和二十三年十一月一日からこれを施行する

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

鳥取縣公報 第二十九號 附表之三十一月二十日 (第三回)

（第三回）

鳥取利用畜產加工所設置規程を左記の通り正誤する

記

鳥取縣種畜場附屬溫泉利用畜產加工所設置規程正誤表

所 在 正 誤

二五頁 鳥取縣溫泉利用 烏取縣溫泉利用
上段十三行 畜產加工所設置規程 畜產研究所設置規程

二五頁 鳥取縣溫泉利用 烏取縣溫泉利用
上段十四行 畜產加工所 畜產研究所

二五頁 鳥取縣溫泉利用 烏取縣溫泉利用
下段七行 畜產加工所 畜產研究所

昭和二十三年九月十四日鳥取縣公報第千九百四拾參号を
もつて公布した鳥取縣規則第六十四号榮養士免許その他
の手續料徵收規程第三條中「使用料」とあるのを「手數
料」に正誤する

昭和二十三年十月二十九日印刷
昭和二十三年十月二十九日發行
鳥取縣公報 (昭和二十三年十月十五日) 第三回
物語
行者
鳥取縣
市東町
印 刷 所